

内水面

島根県内水面漁場管理委員会指示第5－3号

（コイの持出しの禁止及び放流等の制限）

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。
ただし、採捕したコイをその場で放流する場合は、この限りでない。

令和5年3月31日

島根県内水面漁場管理委員会会長 門 脇 幹 男

1 コイの持出しの禁止

- (1) 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると島根県知事が認めた場合は、当該水系（水面に設置した工作物等により、コイの遡上と考えられず、制限する必要がないと判断される上流域を除く。）においては、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合又は次に掲げる場合を除き、コイを持ち出してはならない。

ア 公的研究機関による試験研究又は疾病検査の用に供する場合

イ 焼却、埋却等処分する場合

ウ 食用に供する場合

- (2) 島根県知事は、当該水系の範囲について速やかに公表するものとする。

2 コイの放流等の制限

- (1) 公共用水面等に放流するコイは、島根県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、次のいずれにも該当するものでなければならない。

ア コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイでないこと。

イ コイヘルペスウイルス病に汚染された水域に生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

ウ PCR法又はLAMP法による検査でコイヘルペスウイルス病に汚染されていないことが確認されたコイ群であること。

- (2) 生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

島根県告示第257号

（コイの持出しの禁止に係る水系の範囲）

令和5年島根県内水面漁場管理委員会指示第5－3号に基づき、コイの持出しを禁止する水系の範囲を次のとおり定める。

コイの持出しの禁止に係る水系の範囲（令和4年島根県告示第631号）は、廃止する。

令和5年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 斐伊川水系河川の本流及び支流（布部ダム、山佐ダム及び千本ダムから上流を除く。）
- 2 十間川水系河川の本流、支流及び神西湖
- 3 堀川水系河川の本流及び支流
- 4 高津川水系河川の本流及び支流
- 5 江の川水系河川の本流及び支流（八戸ダムから上流を除く。）
- 6 静間川水系河川の本流及び支流（三瓶ダムから上流を除く。）